

日本・メキシコ経済連携協定(抄)

(経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定)

署名
二〇〇四年九月一七日(メキシコ市)
効力発生
二〇〇五年四月一日(日本国)一〇四年一月一〇
日国会承認、(〇五年三月二日)公文交換、三月四
日公布・条約八号)

前文

日本国及びメキシコ合衆国は、
貿易及び投資の増大並びに両締約国間の互恵的な協力を通じて
政治的及び経済的発展を遂げてきた多大にわたる友好関係並びに強固な経済的及び
国際化及び世界経済の一層緊密な統合によつてもたらされる
発展なかつ急速に変化する国際環境が、新たな多数の経済上の課題
及び機会を両締約国に提示していることを理解し、
両締約国の経済がお互いを補完する条件に恵まれてゐること並
びにこの補完性が、両締約国間の貿易及び投資の活動を通じたそ
れぞの経済力の利用により、両締約国における経済的発展を一
層促進することに寄与するものであることを認識し、
両締約国間の貿易及び投資を規律及び保護する規則を通じて
易及び投資に関する明確かつ強固な枠組みを創設することは、
両



締約国の経済の競争力を強化し、市場をより効率化しつつ活性化し、並びに両締約国間の貿易及び投資の一層の拡大のための予見可能な通商上の環境を確保するであろうことを認識し、促進するであろう

このような枠組みが両締約国間の経済関係を促進するであろうことを留意し、一千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一A一千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条及び同附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定第五条を想起し、両締約国間の経済的きずなを強化することが太平洋を越える貿易及び投資の流れの増大に寄与するであろうことを理解し、この協定が両締約国間の関係において新たな時代を開くものであるであろうことを確信し、両締約国間の連携の強化のための法的枠組みを設定することを決意して、次のとおり協定した。

第一章 目的
第一条(目的) この協定の目的は、次のとおりとする。
(a) 両締約国間の物品及びサービスの貿易を自由化し、及び円滑化すること。
(b) 両締約国における投資の機会を増大し、投資財産及び投資活動の保護を強化すること。
(c) 両締約国における政府調達に供給者が参加する機会を増大すること。
(d) 各締約国における競争法の効果的な執行のための協力及び調整を促進すること。
(e) この協定の実施及び運用並びに紛争解決のための効果的な手続を創設すること。
(f) 両締約国間の更なる協力及びビジネス環境の更なる整備のための枠組みを設定すること。

第二章 一般的定義

第二条(略)

第六章 二国間セーフガード措置(抄)

第十二条(略)

第五条(一般規定) 1 この章の規定は、原産品に対しても両締約国間においてのみとられる二国間セーフガード措置(以下「二

第三章 物品の貿易(抄)

第一節 一般規則(抄)

第二条(略)
第三条および第四条(略)
第五条(関税の撤廃) 1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、各締約国は、附属書一の自國の表において当該表に定め又被下げた対象として指定した原産品について、当該表に定めた条件に従つて、関税を撤廃し、又は引き下げる。2 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、いずれの締約国も、原産品について、附属書一の自國の表に定める水準よりも関税を引き上げてはならない。(注釈略)

3(a) 両締約国は、いかれかの締約国の要請に基づき、附属書一の表において協議の対象として指定した原産品に関し、市場アクセスの条件の改善その他の事項を検討するため、当該表に定めた条件に従つて協議する。
(ii) この協定の効力発生の日から四年を経過した後に、いかれかの締約国の要請に基づき、特定の産品に関し、両締約国間の貿易の自由化の過程においてとられる追加的な手段について検討するため、協議する。
4.5 (略)
第六章から第一条规定(略)

第四章 原産地規則 および 地証明書及び税関手続

11.4-10 (略)
3 (ii) この協定の効力発生の日の前日における実行最恵国税率のうちいちばん低い方を超えない水準まで1に規定する原産品の関税を引き上げること。
(b) 第五条の規定に基づく関税の段階的な引き下げの対象となる他の措置をとることができる。
(a) 第五条の規定に基づく関税の段階的な引き下げを停止すること。
セーフガード措置をとることができる。
2 二国間セーフガード措置をとろうとする締約国は、次のいずれかの措置をとることができる。
(a) 第五条の規定に基づく関税の段階的な引き下げを停止すること。
セーフガード措置をとることができる。
3 二国間セーフガード措置は、関税上の措置(関税割当ての実施を含む)でなければならない。

格任意規格及び適合性評価手続(第二条から第二条まで)(略)

12.13 (略)
第五条(一般規定) 1 この章の規定は、原産品に対しても両締約国間においてのみとられる二国間セーフガード措置(以下「二

国間セーフガード措置」という。)の適用のための規則を定める。
第五条(實性) 1 一方の締約国は、第五条の規定により関税の特恵待遇を与えられる他の締約国から輸入された原産品にに関して、同条の規定に従つて当該原産品の関税を撤廃し又は引き下げる結果として、当該原産品が絶対量において増加した数量で自國に輸入されている場合において、当該増加した数量が自國の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを作り起こす重要な原因となつているときは、この章の規定に従うことを条件にとるために必要な最小限度の範囲において、二国間

セーフガード措置をとることができる。

2 一方の締約国が二国間セーフガード措置の適用を開始した日の後六十日以内に、両締約国が補償について合意することができないときは、他方の締約国は、当該二国間セーフガード措置をとっている締約国の貿易について、第五条の規定に基づく関税に関する譲許であつて、当該二国間セーフガード措置と実質的に等価のものの適用を停止することができます。この場合において、譲許の適用を停止する権利を有する締約国は、必要な最小限度の期間に限り、これを行使することができる。



締約国は、輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えているか又は与えるおそれがあることについての明白な証拠があるといふ仮の決定に基づき、暫定的な二国間セーフガード措置をとることができる。

2-4 (略)

第五条および第六条 (略)

第七章 投資(抄)

第一节 投資(抄)

第五七条 (適用範囲) 1 この章の規定は、次のものに関する措置であつて、一方の締約国が採用し又は維持するものについて適用する。

(a) 他方の締約国投資家の投資財産

(b) 该該一方の締約国投資家の投資財産

(c) 第六十五条及び第七十四条の規定の適用の対象となるすべての投資財産であつて当該一方の締約国の区域内にあるものの権利を有する。

3-4 (略)

第五八条 (内国民待遇) 1 各締約国は、投資財産の設立、取得、拡張、経営管理、運営、維持、使用、享有、売却その他の処分(以下この章において「投資活動」という。)に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 日本国については地方政府、また、メキシコについては州に関し、1の規定に従つて締約国が与える待遇は、当該締約国に属する地方政府又は州が同様の状況において当該締約国の投資家及びその投資財産に与える最も有利な待遇よりも不利でない待遇とする。

第五九条 (最惠国待遇) 各締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇とする。

第六〇条 (一般的待遇) 各締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際法に基づく待遇公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。(を与える。注釈略)

第六一条 (収用及び補償) 1 いわゆる締約国も(a)公共のためであり、(b)差別的なものでなく、(c)正当な法の手続及び前条の規定に従つて行われるものであり、かつ、(d)2からまでの規定による補償の支払を伴うものである場合を除くほか、自國の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産について、直接又は收取しつゝは自國の区域等の措置を通じて間接に、収用又は国有化(以下「収用」という。)を実施してはならない。

2 補償は、収用の直前ににおける投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならぬ。公正な市場価格には、収用に係る行為がそれ以前に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。公正な市場価格を決定するための評価基準には、有体財産についての申告された課税価額を含めることが可能。当該補償は、運賃なく支払われなければならない。

3-4 (略)

第六二条 (争乱からの保護) (略)

第六三条 (資金の移転) 1 各締約国は、自國の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するすべての資金の移転が、自由にかつ、運賃なく行われることを認める(後略)

2-3 (略)

第六四条 (経営幹部及び取締役会) 1 いわゆる締約国も、一方の締約国は、他方の締約国に対する企業に対し、その組織の条件とし特定期の国籍を有する者を経営幹部に任命することを要求することができない。

2 一方の締約国は、他方の締約国投資家の投資財産である当該一方の締約国との企業に対し、当該企業の取締役会がこれに置かれる委員会の構成員の過半数を有する者であることを要求することができる。ただし、その要求が、投資家の自己の投資財産を支配する能力を実質的に妨げる場合は、この限りでない。

(c) (b)(a) 投資家の投資財産に関し、利益の付与又はその継続の条件として、次のいわゆれかの要求に従うことを求めることがない。

(g) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(f) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自國の区域内の者に移転すること(司法裁判所、行政裁判所又は競争

スの自國の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価

支払に当たり、補償は、第六十三条に定めるところに従い自由に移転することのできるものでなければならない。

2 第六五条 (特定措置の履行要求) 1 いわゆる締約国も、自國の区域内における締約国又は第三国投資家の投資財産の設立、取得、拡張、経営管理又は運営に関し、次のことを要求する

ことができず、また、これらのことと約束することを強制する

ことはできない。

2 第六六条 (特定措置の履行要求) 1 いわゆる締約国も、自國の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、若しくは優先し、又は自國の区域内の者から物品若しくはサービスを購入すること。

3 第六七条 (特定措置の履行要求) 1 いわゆる締約国も、自國の区域内において生産された物品若しくは提供された

サービスを購入し、若しくは優先し、又は自國の区域内の者から物品若しくはサービスを購入すること。

4 第六八条 (特定措置の履行要求) 1 いわゆる締約国も、自國の区域内において生産された物品若しくは提供された

サービスを購入し、若しくは優先し、又は自國の区域内の者から物品若しくはサービスを購入すること。

5 第六九条 (特定措置の履行要求) 1 いわゆる締約国も、自國の区域内において生産された物品若しくは提供された

サービスを購入し、若しくは優先し、又は自國の区域内の者から物品若しくはサービスを購入すること。

6 第七〇条 (特定措置の履行要求) 1 いわゆる締約国も、自國の区域内において生産された物品若しくは提供された

サービスを購入し、若しくは優先し、又は自國の区域内の者から物品若しくはサービスを購入すること。

7 第七一条 (特定措置の履行要求) 1 いわゆる締約国も、自國の区域内において生産された物品若しくは提供された

サービスを購入し、若しくは優先し、又は自國の区域内の者から物品若しくはサービスを購入すること。

8 第七二条 (特定措置の履行要求) 1 いわゆる締約国も、自國の区域内において生産された物品若しくは提供された

サービスを購入し、若しくは優先し、又は自國の区域内の者から物品若しくはサービスを購入すること。

9 第七三条 (特定措置の履行要求) 1 いわゆる締約国も、自國の区域内において生産された物品若しくは提供された

サービスを購入し、若しくは優先し、又は自國の区域内の者から物品若しくはサービスを購入すること。

10 第七四条 (特定措置の履行要求) 1 いわゆる締約国も、自國の区域内において生産された物品若しくは提供された

サービスを購入し、若しくは優先し、又は自國の区域内の者から物品若しくはサービスを購入すること。

11 第七五条 (特定措置の履行要求) 1 いわゆる締約国も、自國の区域内において生産された物品若しくは提供された

サービスを購入し、若しくは優先し、又は自國の区域内の者から物品若しくはサービスを購入すること。

(d) 当該投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自國の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額又は外國為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

2 のいかる規定も、締約国が、自國の区域内にある締約国又は第三國の投資家の投資財産に関し、利益の付与又はその継続の条件として、次のいずれかの要求に従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。

3 自國の区域内において生産拠点を設けること。
4 自國の区域内においてサービスを提供すること。

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

10 (略)

11 (略)

12 (略)

13 (略)

14 (略)

15 (略)

16 (略)

17 (略)

18 (略)

19 (略)

20 (略)

(a) 國際取扱及び対外支払に関する重大な困難が生じてゐる場合、又はそのような困難が生ずる急迫したおそれのある場合に通貨及び外國為替政策に重大な困難をもたらし又はもたらすおそれのある状況にある場合

2・3 (略)

第七三条および第七四条 (略)

第二節 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の
投資紛争の解決(抄)

第七五六条 (目的)(略)

第七六条 投資家が行う請求) 1 一方の締約国の投資家は、

2 自己のために、他方の締約国が前節の規定に基づく義務に違反したこと、かつ、その違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該投資家が被つたことについての請求を、この節の規定による仲裁判所に付託することができる。

3 第七七一条 (投資支援) 1 各締約国は、

4 一方の締約国の区域内における事業又は活動

5 資家に対する投資支援を行うことができる。一方の締約国が区域内にある他の方の締約国が投資家に対する投資支援を行ふことができる。一方の締約国は、この節の規定に基づく義務に違反したこと、かつ、その違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該企業が被つたことについての請求をこの節の規定による仲裁判所に付託することができる。

6 第七七二条 (投資支援) 1 各締約国は、

7 一方の締約国が投資家に対する投資支援を行ふことができる。一方の締約国が区域内における他の方の締約国が投資家に対する投資支援を行ふことができる。一方の締約国は、この節の規定に基づく義務に違反したこと、かつ、その違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該企業が被つたことについての請求をこの節の規定による仲裁判所に付託することができる。

8 第七七三条 (投資支援) 1 各締約国は、

9 一方の締約国が区域内における他の方の締約国が投資家に対する投資支援を行ふことができる。一方の締約国は、この節の規定に基づく義務に違反したこと、かつ、その違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該企業が被つたことについての請求をこの節の規定による仲裁判所に付託することができる。

10 第七七四条 (投資支援) 1 各締約国は、

11 一方の締約国が区域内における他の方の締約国が投資家に対する投資支援を行ふことができる。一方の締約国は、この節の規定に基づく義務に違反したこと、かつ、その違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該企業が被つたことについての請求をこの節の規定による仲裁判所に付託することができる。

12 第七七五条 (投資支援) 1 各締約国は、

13 一方の締約国が区域内における他の方の締約国が投資家に対する投資支援を行ふことができる。一方の締約国は、この節の規定に基づく義務に違反したこと、かつ、その違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該企業が被つたことについての請求をこの節の規定による仲裁判所に付託することができる。

14 第七七六条 (投資支援) 1 各締約国は、

15 一方の締約国が区域内における他の方の締約国が投資家に対する投資支援を行ふことができる。一方の締約国は、この節の規定に基づく義務に違反したこと、かつ、その違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該企業が被つたことについての請求をこの節の規定による仲裁判所に付託することができる。

約国に対して最終的な裁定を下す場合には、次の(a)若しくは(b)のいずれか又はこれらの組合せについてのみ裁定を下すことができる。
1 原状回復。この場合の裁定においては、紛争の当事者である締約国が原状回復に代えて損害賠償金及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。
2 裁判所は、仲裁に係る費用についても、適用される仲裁規則に従つて裁定を下すことができる。

(b)(a) 損害賠償金及び適当な利子
1 前条の規定による裁定は、最終的なものであり、かつ、特定の事件に關して紛争の当事者を拘束する。

2・3 (略)

第九四条および第九五条 (略)

第三節 定義(第九六条)(略)

第四章 国境を越えるサービスの貿易(抄)

第五九七条 (適用範囲) 1 この章の規定は、一方の締約国が採用する又は維持する措置であつて、他方の締約国とのサービスの貿易に影響を及ぼすものについて適用する。(後略)

第六九八条 (内国民待遇) 1 各締約国は、

2 各締約国は、他方の締約国とのサービスの貿易に影響を及ぼすものについて適用する。(注釈略)

第七九九条 (最惠国待遇) 1 各締約国は、

2 各締約国は、他方の締約国とのサービスの貿易に影響を及ぼすものについて適用する。

第八〇〇条 (暫定的な保全措置) 1 裁判所は、

3 紛争の一方の当事者が所持し又は支配する証拠を保全するための命令を含む。を命ぜることができる。裁判所は、

4 差押えを命じ、又は第七六一条に規定する違反を構成するとされる措置の差止めを命ぜることはできない。

5 第九一条 (暫定的な保全措置) 1 裁判所は、

6 紛争の一方の当事者が所持し又は支配する証拠を保全するための命令を含む。を命ぜることができる。裁判所は、

7 差押えを命じ、又は第七六一条に規定する違反を構成するとされる措置の差止めを命ぜることはできない。

8 第九二条 (一時的なセーフガード措置) 1 いずれの締約国も、

9 次のいずれかの場合においては、第五十八条の規定に基づく義務を越える資本取引に係るもの及び第六十三条规定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。

10 第九三条 (最終的な裁定) 1 裁判所は、紛争の当事者である締約

11 各締約国は、他方の締約国とのサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

対し、第九十八条及び第九十九条に定める待遇のうちいすれか一層有利な待遇を与える。

第一〇〇条(現地における根拠) (略)

第一〇〇条(留保) 1 前三条の規定は、次のものについては適用しない。

(a) 締約国の連邦政府又は中央政府により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置であつて、附属書六の表に記載されるもの

(b) (d) (略)

第一〇二条から第一〇六条まで (略)

第一〇〇条(略)

第十九章 金融サービス(第一〇七条から第一一二条まで)(略)

第一章 商用目的での国民の入国及び一時的な滞在(抄)

第一二〇条(略)

第一二〇条(略)

第一二一一条(略)

第一二二条(略)

第一二三条(略)

第一二四条(略)

第一二五条(略)

(略)

第十一章 政府調達(抄)

第一一九条(適用範囲) (略)

第一二〇条(内国民待遇) 1 各締約国は、この章の規定の適用を受ける政府調達に関する措置について、他方の締約国の物品及びサービスに対し、並びに他方の締約国供給者があつて直接又は間接に自立に与えられた利益が無効にされ、又は侵害されるると認めることを条件とする。

該他の締約国の物品及びサービスを供給するものに対して、即時にかつ無条件で、国内の物品サービス及び供給者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第二一二条から第一一二四条まで (略)

第一二五条(苦情申立ての手続) 1 各締約国は、政府調達におけるこの章の規定に対する違反に關する供給者の苦情については、調達機関との協議による解決者の苦情についても、同様に、この場合には、調達機関は、苦情申立ての制度により是正措置がとられることを妨げないように、当該苦情について公平かつ時宜を得た考慮を払う。

第一二六条(略)

第二一二六条から第一二三〇条まで (略)

第十二章 競争から 第十四章 二国間協力

第一二七条(略)

第一二八条(紛争解決) (略)

第一二九条(略)

第一五〇条(略)

第一五一一条(協議) 1 各締約国は、この協定の解釈又は適用に關するいかなる問題についても、他方の締約国に対し書面により協議を要請することができる。

第一五二条(仲裁裁判所の設置) 1 前条の規定に基づいて協議を要請した締約国で申立てを行おうの場合は、次のいすれかの場合には、他方の締約国に対し書面により仲裁裁判所の設置を要請することができる。

(a) 協議の要請を受けた当該他方の締約国が協議の要請を受領したこと。

2 (略)

(b) 協議の要請が受領された日の後六十日以内に両締約国が協議により紛争を解決することができない場合に、申立てを受ける当該他方の締約国がこの協定に基づく義務の履行を怠った結果又は当該義務に反する措置をとつた場合に、申立てを行つた締約国が、この協定に基づいて直接又は間接に自立に与えられた利益が無効にされ、又は侵害されるる」と認めることを条件とする。

第一四五一条(仲裁裁判所の裁定) 1-7 (略)

第一四五二条(略)

第一四五三条(仲裁裁判所の裁定) 1-10 (略)

第一四五四条(仲裁裁判所の裁定) 1-17 (略)

第一四五五条(仲裁裁判手続の終了) (略)

第一四五六条(裁定の実施) 1 申立てを受けた締約国は、百第五十四条の規定による仲裁裁判所の裁定を速やかに実施しなければならない。

第一四五七条(略)

第一四五八条(略)

第一四五九条(略)

第一五〇〇条(略)

第一五〇一条(略)

第一五〇二条(略)

第一五〇三条(略)

5 申立てを受けた締約国が二の規定により決定された期間内に



裁定を実施していないことが、4の規定により問題を付託され

た仲裁裁判所により確認された場合には、申立てを行った締約

国は、そのような確認が行われた日の後三十日以内に、当該申立てを受けた締約国に対するこの協定に基づく讓許その他の義務の適用を停止する意図を有する旨を当該申立てを受けた締約国に通報することができる。

6-8 (略)

第一五七条から第一五九条まで (略)

第十六章 協定の実施及び運用(抄)

第一六〇条(透明性) 1 各締約国は、法令、行政上の手続並びに当該締約

一般に適用される行政上の決定及び司法上の決定並びに当該締約国が締結している国際協定であつて、この協定の対象となる事項に関するものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものにする。

2-3 (略)

第一六一(公衆による意見提出の手続) 各締約国政府は、次の

ことを行ふため、国内法令に従つて、公衆による意見提出の手続を維持するよう努める。ただし、緊急の場合特に、人の健康、安全若しくは福祉、環境の保全又は有限天然資源の保存による現実のかつ急迫した危険が存在する場合には、この手続によらないことができる。

(a) この協定の対象となる事項に影響を与える一般に適用される規制を設定し、改正し、又は廃止する場合には、その規制を事前に公表すること。

(b) 公衆による意見提出のための合理的な機会を与え、(a)に規定する規制の設定の前にこれらの意見を考慮すること。

第一六二条(行政上の措置に関連する手続) 1 締約国の権限の

ある当局は、この協定の実施及び運用に関連し又は影響を及ぼす措置をとる場合には、自國の法令に従つて、次のことをを行う。

(a) 当該締約国の法令に基づき完全であると認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知すること。

(b) 申請者の要請に応じ、当該申請の処理状況に関する情報を

不適切に遅滞することなく提供すること。

締約国の権限のある当局は、この協定の実施及び運用に関連して又は影響を及ぼす措置であつて、ある者に対し義務を課し又は権利を制限するものをとする場合において、時間のつかつて当該措置の性格上許容され、及び公共の利益に反することとならないときは、自國の法令に従つて、最終的な決定を行う前に、当該措置の対象となる者に対し次のものと与える。

(a) 適切な通知、当該措置の根拠となる法令の

条項及び当該措置の原因となる事実の記載を含む。

(b) 当該措置の対象となる者の立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会

第一六三条(審査及び上訴) 1 各締約国は、この協定が対象とする事項に関する行政上の行為について速やかに審査し及び、

正當な理由がある場合には、その是正を求めるために、司法裁判所若しくは行政裁判所又はそれらの訴訟手続を維持する。これららの裁判所又は訴訟手続は公平で、かつ、行政上の実施に責任を有する当局から独立していなければならぬ。

2-3 (略)

第一六四条(秘密の情報) (略)

第一六五条(合同委員会) 1 両締約国政府の代表者で構成する

合同委員会は、次のこととを任務とする。

(a) この協定の実施及び運用について見直しを行い、必要な場合には両締約国に對し適當な勧告を行うこと。

(b) この協定の改正について検討し、及び両締約国に勧告する

こと。

第一六六条および第一六七条 (略)

第十七章 例外規定(抄)

第一六八条(一般的例外) 1 第三章から第六章までの規定の適用上、

用上一千九百九十四年のガット第二十条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第二八条及び第十章の規定の適用上、サービス貿易一般協定第

協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第一六九条(安全保障) (略)

第一七〇条(租税) 1 この条に別段の定めがある場合を除くほ

どは、この協定のいかなる規定も、租税に係る課税措置については適用しない。

この協定のいかなる規定も、いわゆる租税協定に基づく各

締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定において、当該租税協定が優先する。(注釈略)

第三条の規定は、一千九百九十四年のガット第三条の規定が適用される限度において、租税に係る課税措置に適用する。

第六十一条の規定は、租税に係る課税措置に適用する。

ただし、当該措置が取用に当たらぬことが(b)の規定に従つて決定された場合には、いわゆる投資家も、同条の規定を第七十六条の規定に基づく請求の根拠として援用することができない。

投資家は、第七十八条の規定による書面による要請を行つた時は、当該措置が取用に当たるか否かを決定するるために両締約国の権限のある当局に事案を送付する。両締約国の権限のある当局が当該事案を検討しない場合、又は検討したが、送付を受けてから百八日以内に当該措置が取用に当たらぬことを決定しない場合には、当該投資家は、第七十九条の規定に基づき当該事案を仲裁に付託することができる。

第一七一条(支払及び資金の移転並びに国際収支の擁護のための規制) 1 第三章の規定の適用上、

(a) この協定のいかなる規定も、締約国が国際収支上の目的のために措置をとることを妨げるものと解してはならない。

(b) ために措置をとることを妨げるものと解してはならない。

合又は生ずるおそれのある場合には、締約国は、サービスの貿易に対する制限(取引のための支払又は資金の移転に対する

十四条(a)から(c)までの規定は、必要な変更を加えた上で、この



(e) ものを含む。)を課し、又は維持することができる。
(g) (略)

第十八章 最終規定(第一七二条から第一七七条まで)

(略)
(末文および署名略)

附属書一から附属書一八まで
(略)

